

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 上下水道事業部
令和6年度分 必要に応じて令和7年度分
- 3 監査の着眼点 令和7年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和7年5月30日～令和7年7月22日
- 6 監査の結果

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

(水道事業)

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

ア 水道料金の過年度未収金は、前年度末と比較して2,453件、13,458,766円の増であり、令和7年3月末現在で6,588件、33,475,191円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

イ 給水停止キャップ破損に係る弁償金の過年度未収金は、前年度と変わらず、令和7年3月末現在で1件、15,070円である。

また、水道本管破損に係る弁償金の過年度未収金は、前年度末と比較して2件、37,295円の減であるものの、令和7年3月末現在で1件、154,091円である。

過年度未収金の早期回収の対策を検討し、必要な措置を講じられたい。

(下水道事業)

[指摘事項]

(1) 未収金の回収について

下水料金の過年度未収金は、前年度末と比較して 576 件、7,319,858 円の減であるものの、令和 7 年 3 月末現在で 17,686 件、124,705,256 円である。

また、受益者負担金の過年度未収金は、前年度末と比較して 96 件、507,234 円の減であるものの、令和 7 年 3 月末現在で 1,198 件、4,034,283 円である。

今後とも、現年度未収金の早期回収を図ることで過年度未収金の発生を抑制するとともに、過年度未収金の早期回収に努められたい。

(2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市上下水道事業部企業会計規程第 37 条第 1 項は、「現金取扱員は、現金を収納したときは、当該現金にその内訳を示す書類を添えて、当該収納した日の翌日までに企業出納員に引き継がなければならない。」と規定している。

また、同条第 2 項は、「企業出納員は、前項の規定により現金取扱員から引継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を当該引継ぎを受けた日の翌日までに出納取扱金融機関に払い込まなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和 3 年 7 月 21 日に営業課窓口において現金で受領した受益者負担金 35,600 円について、課内の金庫に保管したまま企業出納員に引継ぎを行っていなかったため、出納取扱金融機関に払い込まれていなかった。さらに、当該負担金が未納として取り扱われた結果、令和 5 年 10 月 5 日、消滅時効分を除き督促手数料を加えた 17,800 円を誤って徴収していた。

また、令和 7 年 4 月 22 日に誤って徴収した 17,800 円を返還する際、還付加算金 210 円が支払われていた。

イ 岐阜市上下水道事業部会計年度任用企業職員給与規程第 12 条は、パートタイム会計年度任用企業職員の給与の支給について、岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例によるパートタイム会計年度任用職

員の報酬の支給の例による旨規定し、岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第5条第1項第3号は、事務補助に係るパートタイム会計年度任用職員の給料は、勤務をした日の属する月の翌月の15日に支給する旨規定している。

しかしながら、令和6年4月分のパートタイム会計年度任用企業職員B（1人）の給料について、令和6年5月15日に支払われるべきところ、7月31日に至るまで支払われなかった。

今後は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程及び岐阜市上下水道事業部会計年度任用企業職員給与規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

（上下水道事業部）

〔意見事項〕

（1）交通事故の防止について

令和6年4月から令和7年3月までの間に、公用車の事故が6件発生した。

前回の定期監査及び行政監査における報告件数（8件）よりも減少しているものの、引き続き多数の事故が発生しているため、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図られたい。

（水道事業）

〔意見事項〕

（1）適正な事務執行について

岐阜市文書取扱規則第27条は、「事務担当者は、決裁の完了後、施行を要しない文書は保管の処置を、施行を要する文書は直ちに正確かつめいりょうに浄書しなければならない。」と規定し、同規則第30条は、「文書の浄書を終わったときは、必ず決裁文書との照合を行わなければならない。」と規定している。

しかしながら、令和6年5月に、維持管理課において給配水管修繕単価契約を締結する旨の決裁の完了後、契約書を浄書する際、決裁文書とは異なる

金額が記載された単価一覧表を添付し、さらに、当該決裁文書と浄書した契約書との十分な照合を行わなかった結果、契約相手方（26社）へ誤った単価一覧表を添付した契約書を送付していた。

今後は、岐阜市文書取扱規則を遵守し、同様の事案が起こらないよう契約書の記載内容の確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組み、適正な事務執行に努められたい。